



『九州の食品商談会 in ベトナム 2016』 参加者募集のご案内



九州経済国際化推進機構では九州地域で生産・加工された食品の販路拡大を図るため、日本食に興味がある有力バイヤー約 50 社を集め商談会を開催します。通訳費は無料、希望者にはオブショナル(バイヤー企業訪問)ツアーを準備します。ベトナムへの販路拡大にご興味のある企業の皆さまは、是非ともこの機会をご活用ください。

【ベトナム食品市場の魅力】 都市中間層の消費の伸びに伴いホーチミン、ハノイを中心に日本食へのニーズが高まりつつあります。市場は拡大傾向にあり、日本食の輸出先として注目を浴びています。

- ・日本からの農林水産物・食品輸出が第 7 位
- ・日本食レストランが約 450 店存在
- ・人口約 9,000 万人。GDP 成長率約 5.9%(2014 年)
- ・日系企業イオン 3 店舗(2016 年 4 店舗目出店予定)、高島屋(2016 年出店予定)

主催：九州経済国際化推進機構、(一社)九州経済連合会、九州経済産業局

運営：(株)VIT Japan (商談会コーディネーター)

日程：2016 年 2 月 22 日(月)

『九州ベトナム経済交流ミッション 2016』(2/21~2/26) 行程 2 日目

場所：ベトナム・ホーチミン市 ロッテレジェンドホテル サイゴン

募集対象：ベトナムへの販路開拓・調達先開拓・進出等に関心のある企業
(食品・商品加工業及びそれに付随する卸売・小売業の方)

対象品目：九州 7 県(他に山口・沖縄含む)の食品・加工食品、飲料品

必要条件：『九州ベトナム経済交流ミッション 2016』へのご参加

募集定員：15 社

内容：ベトナム側バイヤーが日本側 15 社のテーブルを回り、その後、個別の商談を行います。

商談相手：約 50 社(本商談会のコーディネーター(株)VIT Japan が選定した、日本食の輸入に関して有望と思われるベトナムの輸入業者、小売業者[百貨店、スーパー]、レストラン関係者のバイヤーなど)

申込方法：商談会へのご参加を希望される場合は、

- ・別紙③申込用紙に必要事項ご入力の上、西鉄旅行にメールまたは FAX にて
- ・別紙④商談会エントリーシートを web からダウンロード、必要事項ご入力の上、九経連宛にメールにてお申込み下さい。

※書式別紙③④は、九州経済国際化推進機構の HP (九経連 HP からリンク) から、ダウンロード頂けます。

申込期間：2015 年 10 月 30 日(金)~2015 年 11 月 30 日(月) 17:00 まで



オブショナルツアー (バイヤー企業訪問)

：商談会とは別に、希望者のみ少数人数制オブショナルツアーをご用意します。(株)VIT Japan (商談会コーディネーター) に同行し、現地の飲食店や卸会社(インポーター企業)を訪問のうえ、自社商品のヒヤリング等を行います。希望される企業様は別紙③の申込み時に **Cコース** を選択ください。視察を行うミッション団とは別行動でホーチミン市内の飲食各店を回る日程となります。より実績重視の方には最適です。一部費用企業様ご負担(卸会社との懇親会時の食事代実費等)となります。

(株)VIT Japan (商談会コーディネーター)

：ホーチミンに拠点を置く日系のベトナム進出コンサルティング会社。企業進出のサポートだけでなく、現地での生産委託先開拓や販路開拓、販売サポートも多数手掛けている。食品関連も日本企業と卸店へのマッチングだけでなく、各飲食店へ個別訪問しながら販路開拓やベトナム人向け試食会などの運営など、商材ごとにベトナムの商慣習やベトナム人の趣向に合わせてエンドユーザーまで浸透するようなサポートを行っている。

事前説明会：西鉄旅行による全体行程説明、(株)VIT Japan による商談会事前講習

- ・開催予定：2016 年 1 月中旬 2 時間程度
- ・会場：博多駅周辺ホテルまたは会議室



(株)VIT Japan
代表取締役 猪谷 太栄 氏

【商談会に関するお問い合わせ】 (一社)九州経済連合会 国際部 安藤、菊池

TEL : 092-761-4261

FAX : 092-724-2102

E-Mail : ando@kyukeiren.or.jp

商談会およびその他の費用負担は以下の通りです。

- ・主催者負担：商談会会場費、基本備品、企業訪問アレンジ費用、商談会時通訳費等、オプションツアーでの市内移動等の費用
- ・参加者負担：商談に使用するサンプル、梱包・輸送費、その他上記「主催者（機構）負担」に定める以外の経費等
別途、オプションツアーでの飲食店との懇親会食事費用、各自で設定した個別商談、通訳費等

◆ 募集要項

■ ご参加条件および審査

本商談会は、飲料品、食品を取り扱う企業のみのご参加とします。
多数の企業を取りまとめた出展はご遠慮下さい。
必須条件に合わない場合やお申込み頂いた内容が本事業の主旨にそぐわないと考えられる場合は、内容確認した上で、ご参加をお断りする場合がございます。
応募者多数の場合には、これまでの輸出実績や輸出実現の可能性等をもとに、以下の優先条件を考慮し選考させていただきます。
参加の可否は2015年12月4日(金)までに機構よりお申込者に対して、直接ご連絡します。

■ ご参加の条件

- 1) 飲料品・食品を取り扱うと判断される企業、生産者団体等。
- 2) ベトナムへ輸出可能な品目（現地輸入規制や検疫条件に合致するもの）であること。
- 3) 商談会に参加し、機構が成果把握のために実施するアンケート・事後フォローアップ調査等にご協力頂けること
- 4) 当機構が渡航前に実施（2016年1月頃予定）の「九州・ベトナム経済交流ミッション参加者事前説明会」に参加できること

■ 審査の項目

- 1) 商品の品質、価格、物流面での要件等が現地で受け入れられるもの
- 2) 参加により新しい海外市場の開拓が期待できる商品
- 3) 日本産原料の使用
- 4) 応募者の輸出に取組む姿勢・戦略、対象商談会の位置づけ
- 5) 応募者の商談会への対応・フォローアップ体制
- 6) 法制遵守にかかる実績および姿勢

■ 輸入制度

ベトナムへの加工食品については輸入制度がございますので、以下政府およびジェトロ「輸入制度」に関する情報をご一読の上、お申込みください。

輸入制度一覧	
農産物に関する輸入制度	http://www.maff.go.jp/pps/j/search/pdf/ex_quickhelp20150302.pdf
輸出食肉認定制度	http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/shokuhin/haccp/other/yusyutu_syokuniku/index.html
加工食品の現地輸入規則及び留意点：ベトナム向け輸出	http://www.jetro.go.jp/world/qa/04J-110302.html
水産物の現地輸入規則及び留意点：ベトナム向け輸出	http://www.jetro.go.jp/world/qa/04A-111202.html
アルコール飲料の現地輸入規則及び留意点：ベトナム向け輸出	http://www.jetro.go.jp/world/qa/04A-030103.html

■ 商談会に関して

本商談会における実際の商談・取引は、お客さまの判断と責任で行って頂きます。万一お客さまが損害や不利益を被る事態が発生した場合でも、機構は責任を負いません。
訪問先並びにバイヤー情報については参加決定後、ご連絡いたします。

■ 商談用シート

参加決定者には、企業および商品情報シートをお送りします。商談用シートは、商談会におけるバイヤーへの事前の情報提供と現地食品輸入規制確認等のために必要となります。

■ サンプル品の持ち込み

商談時に使用するサンプル品については、参加者の責任の下、現地へ輸送して頂くことになります。
機構は輸送の仲介・手配をしませんので、商談会当日にご準備いただけるよう、輸送品が到着するようスケジュールを調整下さい。商品の日持ち、検疫等には、十分ご配慮の上、お早めにご準備ください。

■ 免責

天災、交通の乱れ、現地の政情その他機構の責任に帰する事ができない事由により商談会又は関連事業の一部又は全部を変更または中止することがあります。その際、参加者が自己負担でお支払頂いた費用(サンプル輸送代等のキャンセル料その他の経費・損害)を機構が補填することはできません。
予定しているスケジュール期間内およびその前後を通じて発生した傷病、事故、盗難、火災、会場内での事故等のいかなる損害、損失、損傷についても、機構は一切の責任を負いかねます。

■ 保険等

不測の事態に備え、参加者ご自身の責任により旅行保険等に個々にご加入頂きますようお願いいたします。